

## 城端小学校いじめ防止対策基本方針

### (1) いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

#### ① いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

その場合、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

#### ② いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断されるいじめの場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

##### イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じているかどうかを面談等により確認する。

#### ③ いじめに対する基本的な考え方

ア 児童は、一人一人がかけがえのない存在である。児童が安心して健やかに成長できる学校とするために「いじめは絶対に許さない」「一人一人を守る」という強い意志の下、学校は家庭、地域、教育委員会等の関係機関と連携し、いじめ防止対策に取り組む。

イ いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、全教職員でいじめについて共通理解する。

ウ いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての子供を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### ① いじめ防止対策委員会

ア 校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任等からなる生徒指導委員会を設置し、必要に応じていじめ防止を議題にした委員会を開催する。

イ いじめが発見された場合、生徒指導委員会の構成員の中から校長の指示を受けた関係者で対策会議を行う。

ウ 毎学期に一回、いじめ防止対策委員会を開催し、いじめに該当するかどうかや経過状況を共通理解する場を設ける。

#### ② 生徒指導委員会

ア 1学期当初に全教職員で配慮を要する子供について、現状や指導内容等の情報交換及び共通理解を図る。

イ 学期に1回ずつ、終礼等の時間を利用し、配慮を要する子供について、現状や指導内容等の情報交換及び共通理解を図る。

### (3) いじめ未然防止のための取組（年間指導計画は生徒指導年間計画・教育相談指導計画）

#### ① 学級経営の充実

ア Q-U検査結果を生かしたり、「つぶやきカード」「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケート（南砺市教育委員会作成 保護者用アンケート）」（以下「いじめアンケート」）を利用したりして子供の実態を把握する。

イ 人権教育として、「いのちの授業」「チクチク言葉とあったか言葉（相手のことを考えた言動の指導）」を通して、思いやりのある行動をとろうとする子供を育てる。

ウ ソーシャルスキルトレーニングを実施するなど、場に応じた正しい判断・行動ができるようにするためのスキルを高める。

エ 帰りの会等を利用して子供が互いのよいところを認め合う場を設定する。

オ 教師自身が子供の手本となることを意識した言動を心がける。

カ 分かる、できる授業の実践に努め、子供一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

#### ② 道徳教育の充実

ア 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。

イ 道徳科の授業を通して、子供の自己肯定感を高める。

#### ③ 相談体制の整備

ア Q-U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点等）を考え、職員研修で共通理解を図る。

イ 毎学期の「つぶやきカード」「いじめアンケート」の調査後に学級担任による教育相談を行い、子供一人一人の理解に努める。

ウ 関係諸機関との連携を図り、教育相談の充実に努める。

#### ④ 縦割り班活動の実施

ア 「なかよし清掃」「集団登下校」等の縦割り活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

#### ⑤ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

#### ⑥ 高学年の子供や保護者を対象としたインターネットの使用について、危険防止の観点から共に学ぶ場の設定と、子供にインターネット等を利用する際のモラル教育

#### ⑦ 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 中学校や保育園・幼稚園と情報交換の場を設定するとともに、小中学校が一貫性した指導ができるように連携を進める。

### (4) いじめ早期発見のための取組

#### ① 保護者や地域、関係機関との連携

子供と保護者、学校が信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市教育委員会や中学校、特別支援学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

#### ② 毎学期の「つぶやきカード」の実施

毎学期1回、「つぶやきカード」と「いじめアンケート」を実施する。また、「つぶやきカード」を基に、一人一人の子供と直接話をして、思いを汲み取る。

#### ③ 南砺市教育委員会作成の「いじめ問題に関する小中連携シート」に気になる行動や事実を書き留めていくことで、子供の様々な問題を共有できるようにする。

### (5) いじめに対する早期対応

① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

② いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

- ③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた子供・保護者に対する支援と、いじめを行った子供への指導とその保護者への助言を継続的に行う。適宜、SCやSSW等の協力を要請する。
- ④ いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

**(6) 重大事態への対処**

① 重大事態の定義

- ア いじめにより子供等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより子供が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 子供や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）

② 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、関係機関等と連携して、いじめを受けた子供の心身の安全確保を行う。
- イ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会及び西部教育事務所に所定の様式の書面をもって速やかに報告する。
- ウ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- エ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- オ 上記調査結果については、いじめを受けた子供・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

**(7) いじめ対応組織図**

